

## は じ め に

本年3月11日に起こった東日本大震災により、私たち国民の日常は一変しました。

一瞬にして多くの尊い命が奪われ、様々な困難事を力合わせて乗り越えてきた最愛の人たちを失うこととなりました。精神的な動揺もいかりであったでしょう。

国は、被災地におけますこころのケア支援の一環として、支援を行うための派遣を都道府県に要請しました。群馬県は、群馬大学医学部付属病院精神科、精神科病院(県立、民間)、県障害政策課、当センターによる合同チームを組織し、4月から6月にかけて、福島県においてこころのケアチームとして、支援活動を実施いたしました。

「災害時こころのケア」の重要性につきましては申すまでもありませんが、こころのケアは、常日頃心を配るべき関心事です。私たちは、「常時こころのケア」を実践し、社会生活を営んでいくことが求められる、そのような時代の中にあります。依然として自殺者は3万人を越え続け、精神科で治療を受けている人は、平成20年の患者調査で、320万人と憂慮すべき事態に直面しています。

このたび群馬県こころの健康センターの平成22年度事業の取り組みにつきまして、所報を作成しましたのでお届けいたします。

平成22年度におきましても、関係機関との連携を通じ、様々な事業を行いました。

国は、本年8月に障害者基本法の改正を行い、公布しました。これにより障害者施策において、一段と行政サービスが求められるようになると思います。また長年医療保護入院制度を支えてきた保護者制度の見直しが進められています。さらに「こころの健康基本法」制定に向け、有志によります100万人署名運動が全国で展開されています。

わが国における精神保健医療福祉を取り巻くこうした動きの中で、当センターとしましては、地域を意識し、地域に繋がり、地域に根付いた精神保健行政の推進に向けて、所員一同努力していく所存です。今後とも皆様方のご支援ご協力をお願いいたします。

平成23年11月

群馬県こころの健康センター所長 浅見隆康